

求職者・求人者の皆様へ

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取り扱い業務範囲は、「専門的」、「技術的職業」、「事務的職業」、「管理的職業」等です。

取扱い地域は、国内です。

若者雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込み者等あることを前提とした求人は取り扱いません。

手数料に関する事項

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	備考
特定の条件による特別の求職者の開拓やその他のための調査・探索	・着手金 0 円 ・活動 1 日当たり 0 円 (又は活動 1 時間当たり) 0 円 [成功報酬] (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定者や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は求人者とします。	

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス [職業紹介サービス]	[成功報酬] (期間の無い雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載される額)の 50% 手数料負担者は求人者とします。	
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス [職業紹介の付加サービス]	[成功報酬] 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は求人者とします。	

(2020. 4. 30 現在)